

地域保健卒後臨床研修プログラム

【保健所】

I. 研修プログラムの目的及び特徴

地域保健においては診断・治療といった臨床的診療行為だけでなく、ヘルスプロモーションを基盤とした地域保健、健康増進活動及びプライマリーケアからリハビリテーション、更に福祉サービスにいたる連続した包括的な保健医療として理解し、かつ予防医学の概念を理解すると共に実践することによって医師の責務としての保健指導及び公衆衛生の重要性を認識する。健康障害、疾病予防のための各種対策及び健康増進や健康づくりのための計画、制度やシステム、更に健康危機管理体制の仕組み等を理解し、実践することによって医師法第 1 条(医師の任務)に定めるところの医師としての地域保健・医療、公衆衛生活動に対する基本的な態度、技能、知識を身に付ける。

II. 研修プログラム責任者

プログラム総括責任者 : 千葉県済生会習志野病院 藤原 敏正

III. 研修指導医

研修指導医 : 習志野健康福祉センター(習志野保健所)長 藤木哲郎

IV. 研修プログラムの管理運営

研修指導医および済生会習志野病院の研修管理委員会が管理運営を行う。

V. 募集定員 2名

VI. 教育課程

1. 地域保健・健康づくりの場としての保健所及び市町村保健センターの機能・役割を理解及び関係法規の理解。
2. 地域保健活動の理解と実践
母子保健活動、成人老人保健活動、精神保健活動、在宅療養者への支援活動(難病等)、地域リハビリテーション活動、その他
3. 健康づくり活動の理解と実践
健康教育、健康相談、健康診断と事後指導、女性の健康づくり事業、女性への健康支援、健康日本 21(健康ちば21)、健やか親子21、たばこ対策、健康づくり

グループの育成・支援、他

4. 感染症、結核、エイズ対策の理解と実践

感染症法の理念と仕組み:入院勧告、感染症審査協議会、蔓延防止、感染症発生動向調査(サーベイランス)等結核予防法の理解:結核診査会、定期外検診、集団発生時の対応等エイズ対策:正しい知識、検査体制、相談・カウンセリング、医療体制院内感染対策:標準予防策、院内感染対策マニュアル

5. 健康危機管理とは

感染症、食中毒、医薬品・毒物劇物、飲料水、その他災害時、放射線、廃棄物等により、国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するものをいう。(1)健康危機事前管理

食品衛生・環境衛生等監視指導、シックハウス調査、薬事監視、
廃棄物処理立ち入り、浄水・下水等の水質検査、大気汚染モニター等

(2)健康危機管理

健康危機管理対象事例発生時対応マニュアルの理解と実践

感染症、食中毒、医薬品・毒物・劇物・化学物質、飲料水、その他災害の発生

時

(3)健康危機後の被害の回復

6. 新たに求められている機能

児童虐待対策、家庭内暴力(D.V)等への対応、思春期対策、他

7. 福祉サービスの理解と実践

介護保険法の理解:要介護度調査、介護認定審査会、介護保険計画等
在宅介護の現状把握:ケアプラン(作成)、訪問看護、訪問診療、ヘルパ、地域
ケア会議施設介護の現状把握:介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期
入所

8. 地域保健及び健康づくりの総理解

地域保健医療計画、老人保健福祉計画、健康日本21(健康ちば21)

健やか親子21、その他各種健康づくり計画の理解

地域保健サービス評価会議、母子保健推進協議会、各種調整会議、検討会
セミナーへの参加

疫学資料の活用(人口動態統計、死亡・有病状況の把握等)、疫学調査

9. 他機関との連携の必要性・重要性の理解

医師会及び病院等医療機関

学校保健:思春期対策(いじめ、引きこもり、不登校、性、エイズ等)

感染症対策(特に結核対策)、薬物乱用対策等、健やか親子21の推進、シック
スクール

産業保健:職場の健康管理、メンタルヘルス等

福祉部門:ケアマネージャー、介護支援センター、訪問看護ステーション、市町村福祉担当部・課、児童相談所等・・

「研修期間」 1または2ヶ月

「研修指導」 保健所長またはそれに準ずる保健所医師

「研修委員会」 保健所において、医師会及び地域医療機関、市町村保健センター、介護老人施設、学校、等研修協力機関で構成する研修委員会を設置し研修の企画・運営を行う。

「研修の場」 保健所、市町村保健センター、地域医療機関(診療所、病院)介護老人保健施設、介護老人福祉施設、学校、環境保全担当部所、児童相談所、等

「保健所における受け入れ体制」 全16保健所(または受け入れ可能な保健所)
2-5人/保健所/1回

「具体的案」

1. 保健所研修

研修必須項目

- 1) 結核対策:結核診査会、家族・定期外検診、患者訪問(初回面接等)、コホート会議、DOTS 訪問
 - 2) エイズ対策:エイズ相談(カウンセリング)、HIV 検査の実際
 - 3) 難病対策:在宅人工呼吸器装着患者訪問、その他在宅療養患者訪問
 - 4) 精神保健福祉対策:精神相談、デイケア、精神障害者訪問
 - 5) 母子保健対策:未熟児・低体重児訪問、養育医療審査等
 - 6) 健康相談:事業所検診の実践 事後指導
 - 7) 食中毒防止対策:食品営業施設の監視・指導、収去検査、集団給食施設の立ち入り
 - 8) 環境衛生対策:理・美容施設監視・指導、(廃棄物監視・指導)
 - 9) その他健康危機管理対策:薬事監視、毒物・劇物監視、医療施設立ちり発生時または事業予定に応じての研修項目
- 1) 感染症対策:健康調査、対策会議、感染症審査会、入院勧告等
 - 2) 結核対策:コホート会議、DOTS 訪問、集団発生時の対応
 - 3) 精神保健福祉対策:24条等通報処理に参加—鑑定・移送
 - 4) 食品衛生対策:食中毒発生時の疫学調査、対策会議、
 - 5) 事例検討・処遇会議等、各種会議への参加
 - 6) 研修会、講演会への参加
 - 7) 虐待・DV事例発生時対応
 - 8) その他健康危機管理事例発生時はその都度それを優先する。

2. 市町村保健センター研修

研修必須項目

1) 母子保健対策

健康教育(母親学級、両親学級、子育てセミナー等)

健康相談(発達相談、心理相談、育児相談等)

健康診査(乳幼児、1歳半、3歳児等)、訪問指導(妊産婦、新生児、等)

2) 成人・老人保健対策

健康教育(健康づくり教室、ガン予防教室、各種教室)

健康相談(栄養相談、こころの健康相談、)

健康づくり(骨そしょう症検診、女性の健康づくり)

訪問指導(訪問診査、訪問診療、等)

機能訓練

3) 予防接種:集団予防接種—ポリオ実践

個別予防接種—他の定期予防接種(指定医療機関)

4) 夜間・休日診療所・医師会との連携から

発生時または事業予定に応じた研修項目

1) 事例検討会、処遇会議等各種会議へ参加

2) 研修会、セミナー等へ参加

3) 健康日本21の地方計画等各種計画づくり

3. 福祉施設及び介護保険施設及び学校保健、地域医療研修

研修必須項目

1) 介護老人保健施設

2) 介護老人福祉施設

3) 介護保険制度の理解と実践:要介護度調査、介護認定審査会、

4) 介護支援センター:ケアマネージャー、

5) 訪問看護ステーション;訪問診療

6) 学校におけるエイズ予防教育等、学校保健委員会への参加

7) 診療所(有床)における診療体験

8) 地域医療病院における回診

9) 夜間・休日急病診療所

随時項目

1) ケアプラン作成

2) その他

「その他」

各保健所ごとにこの理念、研修内容に留意し、独自のプログラムを作成することが望まれる。

Ⅶ. 具体的研修プログラム（1ヶ月案）

○ 定期的な事業

第1週

ガイダンス

女性のための健康相談

女性のための健康相談

精神科デイケア

1歳6ヶ月児健診

精神保健福祉相談

第2週

水質検査・指導日

腸内細菌

検査(受付・検査・判定)

精神保健福祉相談

精神科デイケア

結核審査会

一般健康相談・検査・指導

エイズ抗体検査・相談

第3週

女性のための健康相談

女性のための健康相談

精神科デイケア

3歳児健診

集団検診

エイズ抗体検査・相談

第4週

療育相談

水質検査・指導日

腸内細菌検査(受付・検査・判定)

ツ反応検査

結核審査会

精神保健福祉相談

(偶数月)

結核・管理健診

サマリー

女性のための健康相談(女医に限る)は第1・第3の火曜日または水曜日

1歳6か月児及び3歳児健康診査毎月各1回水曜日

○ 随時実施する事業

- ・ 結核定期外
- ・ 介護認定審査会
- ・ 育児相談
- ・ 健康教育
- ・ パパママ教室
- ・ 糖尿病教室
- ・ 介護老人福祉施設訪問
- ・ 訪問看護ステーション訪問
- ・ 1歳6ヶ月児及び3歳児検診

○ 協力機関で実施する事業

- ・ 低体重児訪問指導(家庭訪問)
- ・ 学校保健結核対策委員会(4~7月)
- ・ 難病在宅療養者・家族のつどい(年4回)
- ・ 訪問診療・訪問リハビリテーション(難病)
- ・ 結核・難病訪問(在宅・病院)
- ・ ヘルスボランティア育成事業(難病)
- ・ 被爆者検診(5月・10月)
- ・ 医療監視(11月から2月実施) ・ 薬事監視
- ・ 食品監視 ・ 環境監視 ・ 動物取扱い業者の監視
- ・ 食品製造業施設の視察
- ・ 食品衛生講習会(地区ごとに年5~6回開催)
- ・ 精神保健福祉相談・訪問(随時)
- ・ 心の健康フェア(年1回)
- ・ 家族教室(年1回精神障害者家族に対する勉強会)

1. 協力機関:市及び保健センター、医師会、介護福祉施設、等

2. 研修項目等は研修計画案に準ずる。

3. 感染症、食中毒、精神の通報等健康危機管理事例の発生時は優先的に研修予定

を変更する。

VIII. 評価方法

1. 研修記録の確認
2. 口頭試問
3. レポートの提出